今村　嘉春　梅田　保　岡田　行生
岡野　肇　奥坂　英男　小澤　孝弘
北原　昭夫　木村　一夫　小林　貞人
近藤日出雄　滝井　義和　福島　郁夫
守屋　泰明　山本　常隆　横田　活司

瑞宝双光章を授ける（各通）
和多田美彦
大森　知博　佐藤　儀視　志摩　邦康
杉山　宗俊　坪井　忠雄　中川　敦人
原井川　昭

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月二十六日）
佐藤　良捷

瑞宝小綬章を授ける
相澤　庸郎　天沼　一仁
大村　輝勝　加藤　廣國　石井　紀夫
河野　八郎　佐久間三郎　金原　茂樹
白井　清　新海　弘康　佐藤　守悦

瑞宝双光章を授ける（各通）
井上　繁一

瑞宝単光章を授ける（以上一月二十七日）
遠藤　好昭

瑞宝小綬章を授ける
岩佐　源太　大久保安行
大橋　續和　河本宇佐雄

（財務事務官）
酒井　美明　作田　晶　権藤　俊樹
菅原　郁夫　仲村　勝美　白石　榮一
宮田都喜美　山本　禮晄　松井　光俊

瑞宝双光章を授ける（各通）
植田　義彦
（陸曹長）
前屋敷　豊
松藤　健次

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月二十八日）
南雲　榮治

瑞宝小綬章を授ける
愛甲　重昭　石澤　茂　岩井　啓一
牛島　力雄　菊地　和子　北浜　哲
塩塚　弘人　榛葉　英雄　鈴木　隆夫
竹内　保久　永田　茂　平野　一也
前田　武憲　松本三千次

瑞宝双光章を授ける（各通）
笠原　好章　佐藤　昭二　箱田　敏雄

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月二十九日）
（宮城工業高等専門学校名誉教授）
山田　哲義

瑞宝小綬章を授ける
石橋　好成　下川　浩正　山口　毅

瑞宝双光章を授ける（各通）
川越　昌司　津嶋　徳重
前田　隆明　米原　四郎

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月三十日）
岡安　正　織田　秀夫　芝田　武

瑞宝双光章を授ける（各通）
上梨　伸行　根本　猛夫

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月三十一日）
（岐阜大学名誉教授）
小森　成一

瑞宝小綬章を授ける
岩佐　和義　黒瀬　章　三木　勲

瑞宝双光章を授ける（各通）
金野　優　茂木　芳夫
八代　弘慶　綿田　宗夫

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月一日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年二月二十五日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

小林　清英　明石　弓子　田中竹二郎
大郷　明　市原　徳子　古賀彌一郎
加藤　忠雄　馬屋原園代　戸来　正博
中澤　守正　中村　錦平　若林　良治
渡邉　マサ　井上　實　横内　茂光
佐久間繁子　荒井　忍　喜名　景秀
伏見不二雄　野口　博隆　長橋　護
島村　秀　杉本　勇次　村上　健龍
千田　謙藏　河村タマノ　高橋カズ子
笠井喜美子

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年二月二十五日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

藤井　喜直　大澄　千瀬　木村　秀夫
手塚千鶴子　熊澤　喜章　吉田　武彦
木村　敏子　本山　辰雄　肥田野信幸

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年二月二十五日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

中西順一郎　鈴木　孝行　清原　愛
加藤　智子　澁谷　和子　秋葉　周三
栢森　新治　三木　俊治　石原　進
四方　祥樹　宮本　良一
五来百合子　江尻　岩夫
山田　晃久

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年二月二十五日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

奈良　岩雄　久保　恒彦
田口　フミ　田村　二郎

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

森村　泰昌

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年二月二十五日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

株式会社広島東洋カープ
株式会社山福
株式会社サンセイエンジニアリング
医療法人澄心会
株式会社共成建設
東洋コンクリート株式会社
岡崎信用金庫
鶴雅ホールディングス株式会社
株式会社ＺＴＶ

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年二月二十五日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故永沼一夫遺族　永沼　邦浩

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

賞杯

公同の事務に勤勉したので、平成二十九年二月二十五日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故渡邊賢雄遺族　渡邊　洋子

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

官庁報告

官庁事項

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十九年三月六日

中部近畿産業保安監督部長　磯部　隆

一　名称　三保産業株式会社
二　住所　京都府京都市東山区新宮川筋五条上ル田中町五百六番地十八
三　指定地域　福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
四　指定の区分　一般高圧ガス保安規則第八十条第四項で規定する特定施設の保安検査
液化石油ガス保安規則第七十八条第四項で規定する特定施設の保安検査
五　指定年月日　平成二十九年二月一日

北海道開発局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成29年3月6日

北海道開発局長　今　日出人

道路の種類	路線名	区間
一般国道	5号	小樽市稲穂2丁目80番6号から同市稲穂1丁目5番8号までの下り線
一般国道	5号	北海道岩内郡共和町南4条西1丁目37番1から同町南2条西1丁目34番1までの上り線
一般国道	229号	北海道余市郡余市町黒川町7丁目22番から同町黒川町7丁目6番1号までの下り線